

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

昭和 49 年 4 月 1 日に夫と二人で自営業を始め、その際に私が国民年金の加入手続を夫の分と一緒に市役所の窓口で行った。青色申告をするため銀行口座振替にして国民年金保険料を納付した。夫の納付記録は昭和 49 年 4 月からあるのに、私の納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月にその夫とともに国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人が居住する市が保管する異動届兼申請書から、申立人は 53 年 11 月 1 日に加入手続を行っていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は同月 2 日に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金に加入した時点では申立期間の一部（昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 5 月 25 日前後に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人も現在所持している年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いと述べており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の分とともに銀行口座から、毎月、振替により納付したと主張するが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の口座振替の開始時期は、昭和 53 年度 4 期（昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで）となっている上、同名簿には、申立人の 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料について、55 年 3 月 19 日に現金納付した記録があり、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで
20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、平成5年3月に専門学校を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがえる具体的な証言は得られない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年3月まで
申立期間当時は学生で、20歳になったときに父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと聞いているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は基礎年金番号制度が導入された平成9年以降（平成9年3月から10年10月までの期間）に国民年金の被保険者記録が作成されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、9年1月時点では、申立人は国民年金の被保険者となっていなかったものと認められ、申立人が20歳に達した昭和62年*月に国民年金に加入し保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親から聴取しても、国民年金の加入状況、保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 1 月までの期間及び同年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 40 年 1 月まで
② 昭和 40 年 5 月から同年 7 月まで

過去に 3 つの会社に勤めた経験があり、いずれも経理事務の職についており、退職の際に国民年金保険料を集金人に納付した。国民年金保険料、各種税金等についても滞納した経験は無く、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 10 月 31 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の一部（昭和 39 年 5 月から同年 6 月まで）は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間①及び②を通じて別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶がない。

なお、申立期間の国民年金保険料が未納となっている記録は、申立期間後の昭和 62 年 4 月に、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、追加されたことが確認できる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 51 年 3 月まで

姉が昭和 44 年 9 月に私の国民年金の加入手続を行い、42 年 9 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料を同年 9 月ごろにまとめて納付してくれ、同年 9 月から 48 年 9 月までの保険料についても、姉が銀行員の集金により納付してくれたはずである。結婚した昭和 48 年 10 月以降の国民年金保険料については、妻が銀行員の集金により納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 1 月 25 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の姉からは、申立人の希望により事情を聴取することはできない上、昭和 48 年 10 月以降の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の姉と妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 722 (事案 437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月

申立期間が、国民年金の未加入期間となっていることに納得できないとして申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかったため、当時の市役所の人事担当課長補佐から証言を聴いてほしいと、再度、申立てを行ったものの、認められないとの通知を受けた。

しかし、国民年金に加入するよう説明を受けたのは事実であり、申立期間の国民年金保険料を市役所内にある銀行の出張所で納付したことは鮮明に記憶しているにもかかわらず記録漏れとなっているのは、市役所（国民年金課）の事務手続上のミスであると考えられる。

徹底的に調査、究明して、納得できる結論を出していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料が無く、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、申立人が国民年金の加入手続に係る説明を受けたとする当時の市人事課課長補佐の連絡先等が不明であり、同補佐から申立人の主張を裏付ける証言等は得られないとして、同年 8 月 13 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したのは事実であり、市役所の事務処理に誤りがあると主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等も無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 19 年に A 社 B 事業所から A 社 C 事業所へ転勤し、終戦後に A 社 C 事業所が D 社 (現在は、E 社) と名称を変更してからも継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 B 事業所 (F 県) において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同事業所が適用事業所でなくなった 20 年 8 月 28 日、すべての従業員と一括して厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、オンライン記録から、A 社 C 事業所 (G 県) は昭和 20 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 19 年に A 社 C 事業所に転勤したと主張しているが、E 社は、「当時とは会社が変わっている上、昭和 34 年の伊勢湾台風で関係資料は全部紛失しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除については分からない。」旨回答している。

さらに、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の前後の被保険者 300 人、計 600 人のうち、回答が得られた 3 人及び D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者 390 人のうち、申立人と同じく昭和 20 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、かつ、回答が得られた 29 人は、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態が推認できない。

加えて、D 社は、申立期間中の昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事

業所となっているものの、E社の社史には、昭和21年7月におけるD社の従業員数は399人と記録されており、D社の新規適用時（昭和20年10月1日）における従業員数もそれと同程度と推測される。ところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、新規適用時に被保険者資格を取得した者は一人であり、D社の工場長を含む263人が20年12月1日に同資格を取得していることが確認でき、申立人が同年10月1日から同年12月1日まで厚生年金保険に加入していないことについて、不自然であるとまでは言えない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。